

日本共産青年同盟と共産主義青年 インタナショナルについての一考察

大 串 隆 吉

I, 青年運動史を考える意義と課題の限定について

はじめに、青年運動史研究の社会教育史研究上の意義について考えてみよう。なぜかと言えば、この論稿のようなテーマが、社会教育なかんずく教育学の研究テーマとなりうるかと疑う人がいるとおもうからである。

青年運動史を研究する領域は、労働運動史研究、歴史学研究、社会教育史研究等にわたる。近年、労働運動史研究では斎藤勇『日本共産主義青年運動史』（三一書房、1980）が出版された。この書は、主に官憲が収集したぼう大な資料を整理して、まとめられたものである。そして、この書と時期と対象を同じくした論稿が、「共青創立60周年研究論文」として『青年運動』1982年11月号から連載されはじめている。この両者には、事実に対する評価と視点にちがいがみられ興味深い。

さて、私がたずさわっている社会教育史研究では、青年運動史研究が、1960年前後に木下春雄、宮坂広作、竹内真一、吉田昇各氏によっておこなわれた。竹内真一氏は、『青年運動の歴史と理論』（大月書店、1976年）をまとめられたが、これは社会教育史研究を含みながら「青年学」という領域への接近として論じられたものである。青年運動史研究は、多領域にわたるし青年運動の主体となる青年が問題となるから、「青年学」または青年期の研究が不可欠であることは言うまでもない。したがって、青年運動史研究も青年期の歴史的研究に貢献することになるとおもわれる。

それでは、青年運動史研究における社会教育史研究の独自性は何であろうか。宮原誠一氏は、論文「社会教育の歴史的理解」（1957年初出、『宮原誠一教育論集、

第二巻、社会教育論』国土社1977年に収録)で著名な社会教育の発達形態論—(1)学校教育の補足、(2)学校教育の拡張、(3)学校教育以外の教育的要求—の中で、青年運動を、学校教育以外の教育的要求として考え、「青年が相つどって心身の訓練や芸術的活動や教養摂取の機会をもつなど、さまざまな自己教育的活動をおこなう」ものとしている。また、『岩波講座、現代教育学第6巻』(1961年)に、宮坂広作氏と連名で書かれた「青年期教育の歴史」の冒頭では次のようにのべられている。「青年期教育の二重構造に焦点をあわせて、その形成、再編の歴史的過程の底辺のひろい暗がりのなかからわきあがる抵抗と要求の諸運動に注目しつつあとづけてみたい。」この「諸運動」のなかに青年運動が入ってくるわけである。したがって、青年運動は「自己教育的活動」と青年期教育の二重構造に対する「諸運動」という範ちゅうでとらえられ、この両者を研究対象とすることになる。。

それでは、青年運動の「自己教育的活動」(これは、自己教育運動と言いかえてもまちがいはあるまい)とは何か。小川利夫氏は、「社会的成熟の諸想と教育」において、世代論から位置づけたシュプランガーの青年運動論と、クララ・ツェトキンの青年運動論を対比させ、青年運動において後者の論にある「『人格形成の運動』としての、あるいは『教育運動としての社会主義的青年運動の任務』はむしろより積極的な重要さをを増すのである。」と指摘している。⁽¹⁾ツェトキンによれば社会主義的青年運動は、「プロレタリアの実践的な自助の一部分」として「学校をおえたプロレタリア青年層、したがって巨大な数にのぼる成長中の世代の教育を目ざすもの」と位置づけられていた。⁽²⁾この位置づけは、労働者階級の自己教育運動の一部としての青年運動を意味している。

ツェトキンは、青年運動の組織の「自治権、自決権」をおとなの助言的な指導をうけるなかで「最高の意義をもつ教育的要素」を考えていた。その教育的要素は、子どもの頃から保証されねばならない教育の一般原理として主張されていたが、同時に青年特有の問題として考えられていたことに注意せねばならない。青年特有の問題とは、「青年プロレタリアが食べることを自分で考えるという義務、いな強制は、精神的、道徳的には年令が示す以上にかれらを年長

にさせ、かれらのなかに一本立ちの感情と独立の精神をよびさまします。」と指摘した「自助の感情」がめばえていることである。この「自助の感情」をも、青年組織に「自治権」を保証せねばならない根拠と考えていた。そこで、ツェトキンは、青年組織の「自治権」を、青年の「自助の感情」—自立を根拠とし、「自治、自己訓練、自制、責任感」を育てる教育的必要から位置づけていたわけである。このことは、青年の自立への要求が、青年の自己教育運動特有の根拠となると考えられていたことを示している。

「固有の青年運動」こそ青年運動だとしたシュプランガーも、当然のことながら青年の自立をその根拠とした。それは、シュプランガー『青年の心理』によくあらわれている。しかし、小川利夫氏が指摘したようにツェトキンとシュプランガーは、その依拠とした階級が異なっており、労働者階級の青年を論じたツェトキンは、心理的側面より、青年の自立をうながす社会的側面に力点をおいていた。「自立の原則は、クラウ・ツェトキンにとって、組織上、教育上の原則であった。そして、それを彼女は、生産過程における若いプロレタリアの位置から導いた」⁽³⁾のである。

しかし、世代論的な発想を持つシュプランガーの青年運動論と、ツェトキンのそれとが決定的に異なっていたのは、大人世代の指導性の問題であった。シュプランガーがそれを否定したのにたいし、ツェトキンはそれを肯定した。大人世代の指導性を必要とするかしないかは、次の指摘をみればおのずからあきらかである。

「いいかえれば、思考の至上性はきわめて非至上的に思考する人間の系列を通じて実現され、真理性を主張する無条件的な権利をもつところの認識は相対的誤謬の系列を通じて実現されるのであって、前者も後者も人類の生命の無限な存続を通じてなければ、完全に実現されることはできないのである。

ここでもまた、どうしても絶対的なものとして考えられなかった人間の思考の性格と、もっぱら制限のうちでしか思考することのできぬ個々人の現実の現実とのあいだの、上述するような矛盾にぶつかる。それは無限の前進を通じなければ、すなわちわれわれにとって少なくとも実際にかぎりなく継続してゆく人間世代を通じなければ、解決のできない矛盾である。この意味に

において、人間の思考は至上的であるとともに至上的でなく、またその認識能力は無制限であるとともに制限をもっている。素質、使命、可能性、歴史的終局目標からすれば、至上的であり無制限である。個々人の実行とそのつどの現実からみれば、至上的でなく制限をもつものである。⁽⁴⁾

したがって、ツェトキンは、「継続してゆく人間世代」の継続性を保証するために「歴史的終局目標からすれば至上的であり無制限」たらんとする労働者階級の大人世代の指導の必要を主張したと考えられる。

この場合、ツェトキンが、社会主義的青年運動には、教育の任務だけでなく、「他の任務—政治的、労働組合的階級闘争の分野に属する任務」があるとした上で、教育上の指導と政治的及び階級闘争上の指導を慎重にわけていたことに留意せねばならない。「私の考えによりますと、自立的な青年組織をまたおとなの助言の影響を受けなければならないのです。それが、助言的な調子をともなう成人の同志による指導の形をとるか、特別の助言の形をとるか、そのいずれかは枝葉の問題であります。つまりわたしの考えをおしすすめていけば、助言は命令になってはならないのです。—中略—、プロレタリア青年—プロレタリア青年であって、非政治的、非労働組合的青年組織のことではないことに注意して下さい—が、主としてプロレタリアの仕事に属する任務のために一緒に働いたり、闘争に参加しようとするとき、事情は変わってきます。これについて、わたしは後で詳しくのべたいとおもいます。」

ここでのべられている「プロレタリアの仕事に属する任務」とは、前述の「他の任務」に他ならない。したがって、教育上の指導と政治上の指導とは別なものとして考えていたとおもわれる。政治上の指導について、ツェトキンは、政治的闘争は、青年だけの仕事ではなく「労働組合的、政治的闘争をおこなっている成人労働者の代表者との一致と指導のもとでのみ着手されるべき」こととのべている。したがって、政治上の指導の方が、教育上の指導よりも、抱束性が強いわけである。なぜ、そう考えたのであろうか。それは、引用した論文では展開されていない。そして、教育上の指導と政治上の指導の問題は、後述するように、ツェトキンも参加したコミンテルンの共産青年同盟の位置づけのなかにあらわれてくるのである。

ツェトキンも指摘したように、青年運動は労働者階級の自己教育運動という性格だけではない。それは青年の利益を擁護し獲得するという政治的運動をおこなう性格をもっていた。もともと、社会主義的青年運動のひとつの旗印は、反軍国主義闘争であった。また、教育運動とともに、青年の成長を阻害する労働条件の改善も重要な課題であった。それらは、教育運動、社会運動、そして政治運動の性格を持っていた。この点が、政治上の指導と教育上の指導の両面が問題となる理由になるが、社会的・政治的運動を、社会教育からみた場合、どのように評価すべきなのか。

ひとつは、青年組織のかかげる要求・政策が、青年自身の状態についての学習の結果だということである。したがって、学習の質をしめすものとして、要求や政策を吟味する必要がある。他のひとつは、要求・政策を獲得する運動のあり方である。運動方針をたてるには、国家および政府にたいする関係の領域、すべての階級の相互関係の領域についての把握が必要である。したがって、そこには学習の結果があらわれているから、前者と同様の意味があることは明りょうである。これらのことは、青年運動だけでなく、労働組合、政党でも同様のことが言える。したがって、政策・要求や、それを獲得する運動のあり方も、構成員の認識の発展のあかしとして分析する必要がある。それは学習と共に、様々な経験をあつめ、検討する組織のあり方—組織論の検討まで及ぶことになるであろう。

さて、以上からみれば、青年運動が社会教育研究の対象になることは明瞭である。その上にたつて、歴史研究の意義については、拙稿「地方社会教育史研究の方法」（津高正文編『地方社会教育史の研究—日本の社会教育第25集』東洋館出版社）でふれたので、そちらを参照していただきたい。そこで私は、自己教育史の視点から論じた。島田修一氏は、自己教育運動の系譜をたどることは社会教育の概念をたしかにするうえで欠かせないが、それだけでは社会教育史の一面にとどまることを指摘したうえで、こう述べている。「自己教育運動が社会における教育の全体構造をどう認識し、そこにかかわる意義と役割を自覚した新しい社会教育の組織化にとりくむ姿をえがいたとき、自己教育史は社会教育史になりうるのである。」⁽⁵⁾ この指摘は、そのとおりで、青年運動史のな

かにもこうした点が萌芽的にしろあらわれていたが、先の拙稿では充分展開できなかった点である。

その点を確認した上で、青年運動史の特徴からみると、さらに労働政策、福祉政策や家制度等の改革への要求がみられる。それは、「教育の全体構造」の認識だけでなく、青年をめぐる社会全体のあり方—青年問題の認識を基礎にしていることがうかがえる。それ故に、政治運動、社会運動の側面が、青年運動にあるわけであり、社会全体の構想とのかかわりで、自己教育運動も考慮せねばならないことになる。

以上のことを確認したうえで、本稿のテーマについてのべよう。我が国の労働運動に影響をあたえたコミンテルンの研究は、労働運動史研究の分野で大きく前進してきた。しかし、コミュニスト・ユージェント・インターナショナル(略称キム、国際共産青年同盟と我が国では呼ばれていた)の研究は、端初についたばかりである。⁽⁶⁾コミンテルン研究は、反ファシヨ統一戦線論、したがって、また「社会ファシズム」論、「スターリン主義」論や日本共産党成立論、したがってまた合法的無産政党論、統一戦線論、コミンテルンにおけるアジア認識からの関心でおこなわれているようである。

キムの研究も以上と重なる点がある。特に反ファシヨ統一戦線論は、そこにしめる青年問題の位置からみても、当然検討の対象となる。また、我が国の青年運動への影響からみても、キムの研究へ必然的にゆきつかざるをえない。それは例えば、1930年代初頭に長野県連合青年団に発生した階級分化論への間接的影響、ピオニール論、学生運動論の影響にあらわれているからである。もちろん、我が国に保存されている資料が限定されている為、資料収集という基礎的な作業がおこなわれねばならないのが現状である。したがって、この小稿は、キムの日本の青年運動に関する基本文書(それも限られているものであるが)を基にしながら、キムの影響について整理することと共産青年同盟の性格を検討する上での問題提起にとどまざるをえない。(資料の収集にあたっては、法政大学大原社会問題研究所と名古屋市立短期大学の斎藤勇氏にお世話になった。)

Ⅱ 日本共産青年同盟におけるキムの影響

① 創立から1928年まで

日本共産同盟は、1923年4月上旬創立された。創立には、日本共産党及びキムの指導が大きな要素となった。1922年7月15日創立された日本共産党は、創立直後から日本共産青年同盟の結成を考えていたようであるが、共青の結成は、キム第三回大会の日本に関する決議をうけておこなわれた。この決議は、日本共産党がさまざまな共産主義青年グループを日本共産青年同盟に組織できること、党と共青との関係をコミンテルン第三回大会とキム第二回大会の決定に基づいて確立すること、農村青年、官製青年会の間での活動を重視することを内容としていた。⁽⁷⁾

日本の共産青年同盟は、青年の政治、経済的、文化的利益の獲得と擁護の為に、革命運動の一環（部）として闘い、そのために日本共産党の指導を受け、共産主義者を養成する組織として位置づけられた。しかし、共青はキムの決議どおりおこなったわけではなかった。農村青年を重視し、官製青年会の間での活動を重視することは、官製青年会の自主化と無産階級化としてとりくまれたが、合法的な青年組織の結集をはかろうとしたことにちがいがある。これは、1923年5月17日に開催された全日本無産青年大会で「無産青年団の全国的総同盟を期す」ことが決議されたこと、及び9月1日の国際青年デーにむけて委員長川合義虎が、合法的な社会主義的青年グループである下伊那自由青年連盟、群馬青年社会科学研究会、秋田青年思想研究会を結集しようとしたことにみられる。⁽⁸⁾ただし、いかなる合法的青年組織をつくろうとしたかははっきりしない。

1928年まで、合法的青年組織結成の試みは我が国の民主的青年運動の特色となる。1924年2月から3月にかけて共産党は解党されるが、その後組織された党再建の為に中央ビューローは、合法的な青年組織に着手した。これは、日本労働組合評議会の青年組合員と水平社青年同盟を核として結成された全日本無産青年同盟（略称—無青）として結実した。

無青は、反封建の民主主義的要求、反軍国主義的要求、青年の身体的・精神的成長を保障するための労働条件の改善、教育の民主化の要求をかかげた民主

的な大衆的組織として出発した。しかし、綱領第三項「本同盟は労農青年大衆の階級的教育及び訓練の徹底を期す」が、事実上科学的社会主義の学習として考えられていたから、共青的性格をあわせもった「混合型」組織であった。「混合型」組織とは、共産党が確立されてない段階で、大衆組織に共産党的役割をあわせもたせたもので、当時、日本労働組合評議会もそのような性格をもっていた。⁽⁹⁾

「混合型」であったことを示している文書は、無青結成の指導文書となった高橋貞樹『無産青年運動』（無産青年社、1926年）である。これは、無青の機関紙「青年大衆」に連載したものを整理したものである。その中で次のようにのべられていた。「青年は全無産階級運動の予備軍である。党は全闘争の前衛である。プロレタリアの日々の闘争には多大の力が消費されてあるもので、常に新しい力が必要だ。かくて、吾々は全プロレタリア運動、特に党にとっての実際の活動の予備校となるべきだ。」これは、共青の性格と同じなのであるが、「党」は何を指すかが問題だった。第九章は「青年同盟と無産政党」となっており、「党」とは当時普通選挙の実施を前にして計画されていた合法的な無産政党のようにうけとられそうである。高橋は、無産政党は「階級的指導精神を確守した大衆的労働者農民党でなければならぬ」としていたが、そうした党と無青との関係について次のようにのべている。「真の前衛は党でなくてはならぬ。青年は党の指導の下にあって、党に多くの影響を与へねばならぬ。吾れ吾々は党を堕落と日和見主義化から救ひ飽くまでこれを真の労働者党たらしめる責務がある。」

合法的な大衆的労働者農民党を、「真の労働者党」—「前衛」にする為は無青は活動しなければならないとする時、無青そのものが「前衛」でなければならなくなる。そして、無青を「プロレタリアの階級意識を持たすための大衆的教育運動」と位置づけ、「階級闘争の政治」である「マルキシズム」を学習の目的とする役割を負わせていることを考えれば、あきらかに無青は、共青的性格をも持つものとして、共産主義者を養成する教育組織としても考えられていた。

1926年12月に共産党の再建に多大な影響を有したいわゆる「福本主義」は、

この「混合型」を、「山川主義」の特徴として組合主義と政治主義との折衷主義と批判した。福本和夫の指摘は、この限りでは正しかったのであるが、福本は大衆組織を大衆組織たらしめるのではなく、それを前衛党的組織に転換させようとした。その影響は、1927年1月15日付「青年大衆」にのった「転換期にある我無産者青年運動—組合主義的青年運動より全線的青年運動へ！」にあらわれた。ここにあらわれた主張は、折衷主義の運動から分離する為に、理論闘争によって「全無産階級政治意識」、すなわち前衛の意識を獲得せねばならないということであった。これは、無産を青年前衛党的性格とするものに他ならなかった。

「福本主義」をうけいれてから無青の活動は停滞し、創立時10000名をこえていた同盟員は6000名台に減少した。また、1927年初頭に生じた金融恐慌のため、理論闘争のみおこなっているわけにいかなくなった。「福本主義」克服の努力がはじめられ、同年5月におこなわれた無青第一回拡大中央執行委員会において、青年前衛党的傾向は克服された。ここで、綱領の第三項目が改正されて「全無産青年大衆の政治的教育及び訓練の徹底を期す」となり、無青は、「プロレタリア青年を中心として農村青年及びブルジョア青年の中に展開して行く大衆的協同戦線体」と位置づけられ、労働者階級に指導された広範な統一戦線的組織であることが明確にされた。

さらに、同年12月にひらかれた無青第二回大会は、綱領をほぼ全面的にあらため、また30項目の要求をかかげた。(参考の為、創立大会時の綱領・要求、第一回拡大中央執行委員会時の綱領・政策、第二回大会時の綱領・要求を末尾にあげておく。)綱領の改正と要求の掲載は、中心的闘争を明確にし、個々の要求がその中心的闘争に「統一集中されるべき」ことを明確にすることであった。中心的闘争とは何であったかと言えば、一、青年の立場からする政治的自由の獲得、二、反軍国主義運動の積極的開始、三、労働青年農村青年の強固なる結合であった(「綱領追加並びに要求採用に関する決議案」)。無青の性格は、「プロレタリア貧農青年を中心部隊とする全被圧迫青年の階級的共同戦線体」とされ、その運動は、プロレタリア青年に特殊に加えられる経済的圧力に対する闘争を基礎として、貧農青年の窮乏化と無制限労働に対する闘いと兵役制度

の闘いを加え、社会的差別。専制圧迫に対する闘争をおこない、青年の立場から政治的自由獲得への闘争に統一することであった。（「運動方針に関するテーゼ」）

したがって、第二回大会で決められた無青の性格は、ブルジョア民主主義を獲得することを中心目標としながら青年の経済的・文化的・反軍国主義的要求を獲得する労働者青年と貧農青年の同盟を基礎とした広範な小ブルジョア青年を含む統一戦線的組織であった。したがって、教育活動も「全無産青年大衆の政治的教育及び訓練の徹底を期す」が確認された。

このような無青の性格づけは、「山川主義」と「福本主義」を克服するために論じられた市川正一の労農党論と同じである。市川正一は、同年7月阿部平智のペンネームで発表した「労働農民党および請願運動について」（『マルクス主義』37.8号）で、(1)労農党は、ブルジョア民主主義を獲得するため無産階級が結んだ勤労農民小市民の政治同盟である。(2)その同盟の中心は労働者階級と貧農との同盟であり、それは一定の条件化で勤労階級と貧農との独裁（執権）を準備する。(3)労農党はブルジョア民主主義獲得の闘争を全道程にわたって指導できるものではなく、共産党の独自性、指導性が必要である。と主張した。この時期合法的な無産青年同盟論について、共産党からする主張はみうけられないのであるが、市川の論の(1)・(2)と、無青みずからの位置づけとは同じである。1927年2月頃から、市川正一が、無青を結成・指導するものとして共産党が組織したユースの担当者であり、「福本主義」からの転換にあたってユースを指導したことから考えれば、市川の論の影響が、無青にあらわれたとしても不思議ではない。

無青は、以上のように性格を明確した。30項目をあげた要求も、創立時の一般的抽象的なもの（民衆を軍国主義化する一切の政策に対する反対）や、セクト的な要求（青年男女の体育機関の公設並びに青年同盟の管理権の確立）、労働権にもとづく社会主義的要求と考えられるもの（補習教育期間中に於ける国家の生活保証）、青年だけでなく一般的なもの（耕作権の確立）等は姿を消した。そして要求は、青年の政治的自由と権利（①・②項）、⑥⑧項のような反封建的民主主義的要求、⑮⑯⑰⑱等にみられる教育の機会均等・教育の自由・教育

権・さらに教育への権利の要求，⑭～⑯にみられる生存権・発達権にもとづくであろう青年への搾取の制限等，ブルジョア民主主義的要求と共に，その限界を支服する社会権・生存権に基づく要求もかけられていた。

そのうち，教育条項についてみれば，⑮項の「男女青年団の自主化並びに補助金の無条件給付」は，下伊那郡の青年会自主化運動で実践済みの問題であり，1927年4月の全国青年団大会で下伊那郡青年会の代表によって全国に呼びかけられていた。また，⑯項と⑰項も下伊那郡青年会，無青南信支部で手がつけられていた。したがって，これらは獲得が不可能でなかったし，多くの青年に共鳴を呼ぶ可能性があった。また⑱項の学生の要求は，学生自治運動で萌芽的にしろ要求されたことであつたし，1927年7月府県議会選挙の際労農党が発表した政策（末尾参照）は，より具体的な政策をかけた。さらに，⑳項の青年男女労働者保護法は，1927年9月に五法案要求全国労働組合協議会がかかげた五法案のうちの婦人青少年労働者保護法か，その時無青が独自に要求した青少年労働者保護法のこととおもわれるが（婦人青少年労働者保護法は，A婦人，B青少年にわかれており，B青少年は，青少年労働者保護法と同じである。），そこには，「工場内学校の増設と生徒による自治権の確立並に授業は昼間とし，授業中の賃金支給」という有給教育休暇につらなる要求がみられた。また，青年の精神的・身体的発達を保護する要求である㉑項も，工場法の成立に努力した開明官僚の岡実が18才以下になんらかの保護を必要とすることを認めていたものである。以上のように，要求項目からみても，多くの勤労青年が一致でき当面さしせまった民主主義的要求をかけたことをみてとれよう。

以上のような綱領・要求にみられる無青の民主主義的性格は，25才以上の男子に普通選挙権が与えられたとはいえ，天皇制絶体主義政府のもとで，国民の政治的自由，民主主義的権利が根本的には認められていない中で，最大限合法的な舞台を確保し，当面必要である民主主義的要求で一致しながら青年の政治的自覚を形成しようとした意義を持ったものであつた。そして，これは，「混合型」や「福本主義」を克服し，かつ下伊那郡青年会や学生運動の進歩的・民主的潮流の経験をふまえてつくられたものであつた。他方，共青は，ユースを基礎として，1928年初頭から再建が具体化されはじめていた。

このような日本の民主的・青年運動の性格形成に対して、キムはどのようなかわりをもったのであろうか。

1926年2月から3月にかけてキム執行委員会総会がひらかれ、その「日本問題小委員会」に徳田球一が参加し、「日本問題の決議」がつくられた。この決議では、共青の拡大強化と無青をプロレタリア的に強化して将来共青に吸収することがのべられていた。しかし、すでにみたように無青には、共青に吸収される要素はみられず、独自の大衆組織として発展しつつあった。

1927年7月、コミンテルンの指導の下でつくられた「27年テーゼ」は、同年12月日本共産党によって確認された。このテーゼは、さしせまった課題として中国侵略戦争に反対することをあげていたが、その為の青年分野での闘争のたちおくれが指摘されていた。「27年テーゼ」にもとづいて、共産党がつくった「政治テーゼ」は、青年運動の方針として共青の確立の必要と青年の反軍国主義的・反封建的・反資本的要求を激励し、組織化することをかかげた。ここには、共青の確立と共に、無青の充実が方針となっていたようにみうけられる。実際、共産党は、政府によって3・15事件のあと1928年4月に無青の解散が強行された後、ただちに共青の確立と共に無青の再建にとりくんだ。その方針が急速に転換するのは、1928年末から1929年初頭にかけてである。

キムは無青の活動について『キム四大会から五大会まで』（『Vom 4 zum 5 Weltkongress Der KJL』）で次のようにのべていた。

日本共産青年同盟は、1923年の初め、青年共産主義者と左翼学生によって結成された。しかし、その後すぐにおこった反動は、共産党と共産青年同盟を破壊した。そのなかで、しっかりした最良の同志が、共産青年同盟からうばわれた。1925年の1月にふたたび青年共産主義者のグループが生まれはじめ、それは、臨時の活発な活動によって青年労働者大衆のなかに姿をあらわした。青年共産主義グループの活発な活動は、狂暴な警察機構とひどい非合法状態のもとでおこなわれた。彼等の未熟さと労働運動の分裂にもかかわらず、日本の労働青年の運動は、プロレタリア青年同盟（全日本無産青年同盟—訳者）の建設に導いた。それは、ある時期彼等の隊列に12000人の会員をかぞえたが、それから再び4000人に後退した。しかし、いずれにせよ、青年

のプロレタリア的な公然とした中心的な組織であった。反動の新しい弾圧は、徹底した階級的立場にたったプロレタリア青年をちりちりにした。(62ページ)

これは、日本共青の結成から3・15事件までの日本共青及び無青の推移を適確におさえている。しかし、キムは、同書の組織一覧に、非合法支部として無青を加えている。これは、あきらかにまちがいであり、キムは混乱していたようである。同書62ページには、次のような記述もある。

KJI 第4回大会までに東洋の各国には完成し成長した支部はなかった。現在 KJI は、東洋の各国に18の支部と組織をかぞえる。これらのなかで、まず第一に中国の共産青年同盟があげられている。KJI は中国、日本、朝鮮、インドネシア、ペルシャ、トルコ、パレスティナ、シリア、アルジェ、チェニス、スーダンアフリカにその共産主義的組織を持っている。インド、フィリピン、エジプト、台湾に共産主義グループ、そして、外モンゴル、内モンゴル、タントアに KJI と協力関係にある国民的革命組織を持つ。

ここにあげられている国には、第5回大会で加盟承認をうけたペルシャ、パレスティナ、朝鮮が入っており、第5回大会ではじめて支部となったオーストラリアは、同書の組織一覧で非合法組織にかぞえられていたから、一覧にはいつているものがすべて加盟していたとはうけとりにくいから、日本共青が支部であったとは言えない。

②キムの綱領と共青の再建

日本共青がキムと緊密な関係を持つようになるのは、1929年2月に佐野博を委員長として再建されてからである。佐野博は、1928年8月に開催されたキム第5回大会に日本代表の評議員(発言権はあるが決定権はない)として参加し、大会でキム執行委員に選出され、大会終了後、日本共青再建の使命をおびて同年末帰国した。帰国すると、日本共産党中央の高橋貞樹と共に共青再建を試みた。

日本共青がいつキムに加盟したのかははっきりしない。キム第5回大会で加盟したという説があるが⁽⁹⁰⁾、第5回大会の議事録(『Protokoll Des Weltkongress Der KJI』)にのっている加盟承認支部には入っていない。佐野博の聴取

書でもふられていない。日本共青が、共産青年インタナショナル日本支部をな
 のるのは、1929年中であり⁽¹¹⁾、また、「Die Jugend Internationale」1930年
 April/Maiに掲載されたボレッキー「日本共産青年同盟の情勢とその任務」（同
 年6月のキム執行委員会への報告）には、「日本共産青年同盟は……青年共産
 主義者の大衆組織建設のための闘争を続ける支部の一つである」と書かれてあ
 る。したがって、1929年中には、日本共青はキムに加盟を承認されたとみてよ
 いだろう。

佐野博が、キム執行委員になったこと、及び1929年中に日本共青がキムに加
 盟したことを考えれば、再建された日本共青とキムとの関係は、極めて緊密に
 なったのである。そして、再建共青の基本方針となったのは、キム第五回大会
 で改正された綱領であった。

キム第五回大会で改正された綱領（キム綱領と呼ぶ）は、すでに1930年、産
 業労働調査所京都支所の訳によってマルクス書房から出版されており、綱領の
 一部は、村田陽一編訳『コミンテルン資料集第4巻』大月書店、1981年に訳載
 されている。また、規約は、ガリ版刷りで翻訳されていた。これについてはあ
 らためて訳を末尾に掲載する。

キムの綱領は、キム綱領まで創立大会(1919年)で決定された綱領（ベルリン
 綱領）であった。竹内真一氏も前掲者で指摘しているが、ベルリン綱領は、キ
 ムを西欧における党の弱さにおうじて党活動の領域にまで手をひろげるコミン
 テルンと同権の姉妹組織と規定し、「青年前衛論」の尾ビレが残されていた。「青
 年前衛論」は、青年同盟を少数の青年共産主義者のグループにする危険性をもっ
 ていた。青年同盟を、労働運動の一部として構想するツェトキンやレーニン
 にみられる位置づけが必要となり、コミンテルン第三回大会、キム第二回大会
 は、青年の教育活動に不可欠な青年同盟の組織的自主性と共産党による青年同
 盟の政治的指導を承認することを決定した⁽¹²⁾。したがって、ベルリン綱領は
 改正されねばならなくなった。

1922年のキム第三回大会に改正綱領草案が提出されたが、決定されるまで6
 年間かかり、改正された綱領は案よりもぼう大なものとなった⁽¹³⁾。

キム綱領の構成は次のとおりである。

序論

1. 帝国主義戦争と世界革命の時代
2. 帝国主義の支配下における青年労働者
3. 共産主義青年インターナショナルの最終目的—世界共産主義
4. 共産青年同盟の必要性和役割
5. 組織原則
6. 戦争に対する共産青年同盟の態度
7. 共産青年同盟の青年労働者の経済的要求のための闘争
8. 農村の勤労者間での共産青年同盟の特殊な任務
9. 共産青年同盟の教育活動
10. プロレタリア・ディクタトゥーラの諸条件下における共産青年同盟
11. 植民地での共産主義青年インターナショナルの闘争
12. 勤労少年の共産主義教育
13. 共産青年同盟と勤労青年の体育
14. 青年をめぐる闘い

(『Programm der KJI』より)

キム綱領は、共産青年同盟の性格を定式化した。共産青年同盟は、労働運動の一部として、(1)すべてに共通する闘いと、(2)青年自身の労働と教育の条件を変革する闘いをおこない、(3)青年を共産主義者に育てる教育組織である。したがって、それは、前衛党である共産党の指導をうけると共に、青年の心理的・生理的特性から自主活動を保障する組織であると位置づけられた。

「青年労働者を階級意識に目覚めさせ、彼等を階級闘争に参加させ、そして労働者階級の完全解放まで、闘いを継続する新鮮な力を絶えることなく獲得することは、労働者階級にとって根本的な利益である。

労働者階級の指導者である共産党は、その隊列を若い力で強化し補充する後備軍、共産党のために労働者の若い世代を教育する予備校であり、労働青年大衆を共産主義のための闘争に導く組織を特に必要とする。資本主義のもとで労働者階級がおかれている全般的な政治及び経済的諸関係と青年労働者の特別の状態は、……一般的なプロレタリアの闘争任務の遂行と共に、青

年自身の労働と教育の条件の変革のための特別な闘争を要求している。青年の生理的・必理的特殊性は、青年のイニシャティブと自主的活動とを完全に遂行できる特別な組織での教育と活動を必要とする。これらの理由から、すべての国に共産青年同盟を作らねばならない。」(前掲書42~43ページ)

「共産主義青年同盟は決して『選ばれたる人々』の組織でなく大衆的組織である。その任務は、先進的な青年だけでなく労働青年の広汎な大衆を組織することである。」(前掲書47ページ)

また、キムは、青年の教育組織であるだけでなく、少年の共産主義教育をおこなう役割をもった。これは規約に明確に定められているが、対象となるのは少年一般ではなく、少年労働者が中心であった。

以上のように、共産青年同盟の基本的性格を確認したうえで、当時の政治状況を分析して方針をのべている。ここには、青年の二重の搾取論、合理化と青年の状態、教育におけるイデオロギー支配と選別、軍国主義と青年、政治的無権利、補助組織論等、興味深いものがあるが、党と共青との関係と、日本共青の方針転換に大きな影響をもった社会民主主義主要敵論についてふれておこう。

キム綱領は、すでにみたように共青の性格を規定したのだが、共産党と共青との関係について、疑問が残らないわけではない。斎藤勇氏も指摘しているように(斎藤「共産主義青年同盟論」『1930年代日本共産主義運動史論』三一書房、1981、所収)、コミンテルンの共青に関しておこなった決議には党と共青関係について歴史的にみてちがいがみられるからである。ここでは、斎藤氏が指摘していないツェトキンがのべていた指導に関することをとりあげる。

1920年8月のコミンテルン執行委員会で採択された「青年運動についてのテーゼ」と1921年6・7月にひらかれたコミンテルン第三回大会で採択された「共産主義インタナショナルと共産主義的青年運動についての決議」、1922年11・12月にひらかれたコミンテルン第四回大会で採択された「共産主義青年インタナショナルについての決議」をくらべてみると、それぞれに指導についてちがいがみられる。それは、また1922年12月の第三回大会に提案されたキムの綱領草案とキム綱領との間にもあらわれている。

執行委員会テーゼは、共青が、自主性を維持しながらも、共産党の綱領を受け入れ、党の政治的方針の枠内で活動するという前提にたち、自主性を四点にわたってのべている。(1), それ自身の組織をもつこと, (2), その煽動・宣伝・組織活動の方法と形態をみずから決定する, (3), 政治闘争への参加と場所をみずから決定する。(4), 一般政治問題を審議するである。また、党との組織的な関係では、「中央および地方における決定権をもった代表の相互交換によって、緊密な組織的結びつきが存在しなければならない。」とのべた。この点は、三回大会決議でも確認されており、キム規約にも定められた。(四回大会決議では、この組織的結びつきは、「政治的関心と政治的活動とを生き生きとたたななければならない」ことを理由としており、教育的な観点からのべられていた。又、自主性についても、キム綱領で、「選挙された指導機関と広汎な同盟内デモクラシーとを有する自治組織 (die selbständig verwaltende Organisation)」と言われていた。)

さて指導の問題であるが、執行委員会テーゼは、「共産党は、共産青年同盟を物理的および精神的に支持するが、この支持に、青年の内部問題への瑣末な干渉や、青年に対する後見 (die Pflege) の要素をもちこみはしない。」とのべていた。それに対し、第三回大会決議は、「相互の代表派遣と緊密で不断の共働活動によって、共産主義インタナショナルの恒常的な監督 (die ständige Kontroll) と共産主義青年インタナショナルのみのりある活動がすべての分野 (指導・煽動・組織・共産主義青年組織の強化と支持) で保証される。」とのべた。あきらかに、第三回大会決議は、執行委員会テーゼよりも共産党の共青への統制が強くなっている。

ところで、コミンテルン第四回大会決議は第三回大会の決議にくらべ、そのトーンがちがっている。第四回大会決議は、第三回大会決議を是認した上で、共産党と共青との組織的結びつきは、すでにのべたように教育的観点から語られており、「共産党の側からの理解ある配慮と力づよい支持とを必要としている。」と指示している。又、共青の大衆化は、教育活動の重要性がましてくるとした上で、「共産主義青年組織の教育活動は、特別な自主的組織を必要としており、計画的に遂行されなければならない。」と指摘している。この紹介で

もあきらかなように、この決議では、党による「監督」よりも支持と共青の自主性を強調し、共青への党の指導における「配慮」を強調しているのである。したがって、第四回大会の決議は、執行委員会のテーゼに近いと言えるであろう。

さて、以上みてきたようにコミンテルンのこのみつつの文書は、党と共青との組織的結びつきの点で同じでありながら、指導のあり方の点でちがいがみられるのである。これは、ツェトキンが端初的に指摘していたように、教育上の指導と政治活動の一致との関係をめぐる問題であった。キム第5回大会で決定されたキム綱領は、「組織的自主性」が教育のために必要であるとしながらも、指導について次のように規定した。「共産党は共産青年同盟をその全活動に際して指導するが、その際この指導 (diese Führung) は二つの方法でおこなわれている。すなわち党組織がその時々共産青年同盟組織の活動を監督 (die Aufsicht) する方法 (相互の代表派遣、共産青年同盟からの党への報告等) と、共産青年同盟内で活動している党員 (それはほぼ共産青年同盟の役員と同じものになる) によって。」キム綱領は、指導という言葉は、die Führungとdie Leitungに区別して使っている (これは、綱領草案でも同様)。die Leitungは、共産党が労働者階級の指導部隊と言う時に使用しており、政治運動上の概念のようである。die Führungは、die Leitungを青年同盟に適用する時の、方法的意味を含めた概念のようである。教育上の指導と政治上の指導との関係は、言葉をかえていえば、このdie Führungの意味、内容の理解にかかわっているとも言えるのである。しかし、キム綱領が、指導に監督 (die Aufsicht) を含める時、コミンテルン第三回大会決議に近く、執行委員会のテーゼが排除していた「後見」を導入することになったと考えられる。

また、キム綱領における指導の質は、規約にあらわれていた。規約では、党ないしコミンテルンとの関係は、規約第十条及び第三条 (これの「綱領と規約を認め」の部分。キム第二回大会で決定された規約では、「その綱領において共産主義インターナショナルおよびその執行委員会に従属する」となっていた。) によくあらわれている。すなわち、「規約を認め」ることによって共青は党と同レベルの組織生活をもったものとして考えられるに至っているのでは

る。(この萌芽は、コミンテルン第三回大会決議にあらわれていた。「自己の隊列を最も厳格な中央集権制の原則にもとづいて組織しはじめた共産主義青年組織は、プロレタリア革命の担い手かつ指導者としての共産主義インタナショナルにたいして、鉄の規律を順守する」)したがって、監督することを指導の中に含めても矛盾はないことになった。

コミンテルン第二回大会以来、共青の前衛党的性格を克服することが課題となっていたわけであり、それは激烈な理論闘争を経て克服されたのだが、党と共青との関係は、キム規約において組織上も党—コミンテルの一部として位置づけられるに至った。1922年キム第三回大会に提案された綱領草案の時には、政治分野と教育分野をわけ、共産党の綱領・戦術に従うことと、教育上の必要から組織的独立性を是認し、青年同盟と党とが支持しあう必要をのべていた。

さて、以上考察したことからみて1920年代に、コミンテルン及びキムで、党と共青の関係は一律に規定されたわけではなく、様々な議論があったことをうかがわせる。その際、ツェトキンやレーニンが、いかなる主張をしたのか、それをめぐっていかなる議論がおこなわれていたのだろうか。そして、1922年のコミンテルン第四回大会決議及びキム綱領草案から、1928年のキム綱領決定までの間に何がおこったか。これらについて検討する課題が生じるのである。

共産党と共青の関係については以上の指摘にとどめておき、次に、日本共青に強い影響をあたえた社会民主主義主要敵論についてふれておこう。

これは、綱領の最終章、共産主義青年同盟の敵という副題がついた「青年をめぐる闘い」で展開されている。そこでは、「青年をめぐる闘いにおいて、社会民主主義的改良主義は、種々の形態で、ブルジョアジーの援軍となっている。」
 「社会民主諸党は、個々の国々に於て、軍国主義の強化を保証し、社会主義の仮面をかぶり、帝国主義的ブルジョアジーの目的を擁護している（社会帝国主義）。」「それ故に社会主義民主主義的改良主義は、共産青年同盟にとって、青年労働者の間における、最も直接の最も重要な敵である。」「共産青年同盟と社会民主主義的青年組織との組織的及び政治的統一（即ち同盟）は不可能である。」と主張された。

共青再建の具体的な方針となったのは、キム第5回終了後の幹部会で決定さ

れた日本共産青年同盟に関する決議であった。（『佐野博聴取書』による。その抜すいが『マルクス主義』1929年3月号に掲載されたが、表題は「共産青年インタナショナルの日本についての決議」となっている。）この決議に基づいた文書はみつがある。永田幸之助（高橋貞樹）「プロレタリア青年運動の急務」（『マルクス主義』前掲号）、日本共産青年同盟「日本共産青年同盟の任務に関するテーゼ」（1929年2月、佐野博作成）、勝見秀雄（佐野博）「吾が革命的プロレタリア青年運動当面の任務」（『無産青年（特別付録）』1929年3月28日付）（各々「急務」「共青テーゼ」「当面の任務」と略す。）

「当面の任務」は「共青テーゼ」を加筆・削除・補正したものであるが、基本的にかわりはない。「共青テーゼ」の「同盟の組織的任務」の部分は、「当面の任務」で細胞や中央委員会等の組織化についてが大幅に削除された。これは、共産青年同盟パンフレット第一輯『当面の組織方針』にまわされたと考えられる。加筆されたのは、無青時代に共青が確立されなかったことへの批判と、反軍国主義と青年労働者の要求・スローガンである。この「当面の任務」はわが国ではじめてキムの綱領に定められたように共青の基本的性格をあきらかにしたものであったが、青年組織の自主性の位置づけは弱かった。

キムの決議（以下、「決議」と「急務」）と「当面の任務」は重大な問題でくいちがいがみられる。

それは、大森実氏も指摘するように⁽¹⁴⁾ 無青再建一新青年同盟準備会についての評価である。「決議」は無青を下からの統一戦線の観点から否定したが、新青同は「現政府に対する闘争の中心とならねばならぬ」と位置づけていた。「急務」は、新青同が、将来共青に解消されねばならないことを示唆したが、その時期は「闘争と事物の進行とが決定する」ものであり、「新青同盟準備会は、その戦闘的スローガンを掲げて、益々勇敢に闘って行かねばならぬ」とした。しかるに、「当面の任務」は、無青及び新青同盟準備会について「青年労働者農民を同列に結合するこの種の団体にあっては……プロレタリア青年と、その組織たる共産青年同盟の独立性を縛り、運動の正常なる発展を妨ぐるに至る」と否定した。

これは、無青と社会民主主義に対する評価にちがいがあったことによる。「急

務」では、「旧無産青年同盟は、青年の教育に、その日常闘争への動員にまた反軍国主義の闘争に実によく闘った。けれども、最大の欠陥は、強い大衆的な××（共産）青年同盟が無かったといふことにある。」と述べていた。これは、無青の再建の方途を提案した田島捨多「青年運動統一戦線確立について」、(『マルクス主義』1928年6月号)、新青同の大衆的發展を提案した稲岡進「青年同盟の再組織に就て」(同8月号)と同じ評価であった。したがって、これらの三つの論文は、共青の再建と無青の再建を提案していた。しかし、田島、稲岡、永田と時期がすすむに従い、社会民主主義主要敵論が顔を出してきた。田島論文、稲岡論文は、上からの統一戦線を考えていたが、稲岡論文では、社会民主主義的青年同盟への警戒を指摘していた。永田論文(「急務」)になると、社会民主主義的青年組織と党の幹部に反対する下からの統一戦線のみを提唱した。

「当面の任務」は、無青を「解党主義」の産物だと否定し、社会民主主義主要敵論を強調するに至った。すなわち、「社会民主主義青年同盟、社会民主主義は、今日、世界労働運動の内部におけるプロレタリアの最大の敵である。」と述べていた。したがって、社会民主主義と闘えるのは共産主義者のみであり、補助組織を通じての共青の拡大と下からの統一戦線、社会民主主義的青年同盟の「解体」が課題となった。こうして、合法的な統一戦線的な大衆的青年組織の建設は否定された。これは、キム綱領の路線であった。「当面の任務」は、共青の確立という積極的要素を持っていたが、我が国の政治状況の中から独自につくりだされた合法的な統一戦線的青年組織を否定することになったのである。田島論文から「当面の任務」にいたる過程は、我が国で独自につくりだされ、その経験をもとにした路線が、社会民主主義主要敵論をうけいれていく過程であり、ここには、無青をつくる際、指導的役割をはたした高橋に苦悩があったというのは考えすぎであろうか。私には社会民主主義への批判を強めながらも、当面、合法的青年組織の結成を提案した高橋—永田論文に、それがよくあらわれていると考えられるのである。そうでなければ、同じ時期にかかれた高橋—永田論文と佐野の執筆した「当面の任務」にちがいはあるはずがないのである。しかし、高橋は「当面の任務」を了承し、ここに、「当面の任務」は、再建された共青の基本方針となった。

キムの日本共青に関する決議には、これ以後、次のようなものがある。

- ①ボレッキー「日本共産青年同盟の情勢と其任務」(前掲) 1930年6月の執行委員会において報告された。『無産青年リーフレット第一輯』無産青年出版社 1930年6月として発行された。
- ②「日本共産青年同盟に関するテーゼ」1930年6月執行委員会決議、『無産青年』1930年8月29日38号
- ③「日本共産青年同盟にあたるテーゼ」1931年6月執行委員会総会決議。未発表。「源五郎丸芳晴の手記」1932年8月による。
- ④「日本共産青年同盟の任務」1932年12月執行委員会総会におけるヤスカラの演説。『無産青年』1933年4月5日131号

①, ②, ③は、日本共青のセクト的傾向を批判し、工場細胞を大衆化させることを訴えたところに共通点があるが、①は、「国民的」伝統すなわち合法的青年組織の結成を批判し、②も合法的青年組織の結成を批判し、社会民主主義批判が弱いことをあげている。③は、戦争反対の闘争を強化することも指示した。④は、日本の青年の革命化がすすんでいるという前提にたつて反戦闘争の強化を訴えた。

①②③で指摘された共青の大衆化は、1931・32年に、度重なる弾圧にもかかわらず、文化運動、労働組合運動、農民運動で成功した例をみることができる。立ち入った紹介と論議ははぶき例だけをあげておくと、地下鉄争議、長野県五加村争議、鳥取県箕蚊屋争議等である。箕蚊屋争議では、周知のように共青がピオニールを組織していた。(ただし、わが国では勤労少年ではなく在学の少年を対象にしていたところに特殊がある。)しかし、キムだけでなくコミンテルンが採用した「社会ファシズム」論は、否定的影響を与えた。我が国の青年運動では、学生運動の分野で、それからの脱却がみられた。それは、滝川事件にみられる学問研究の自由擁護、大学自治の擁護の運動であった。その中心には、共青の学生がおり、大学自由擁護連盟が結成された。この闘いは、激しい弾圧の為、敗れ、京大にあったふたけたの共青細胞も打撃をうけたが、この闘いに前後して、自由主義者・社会民主主義者の一部と、共産主義者の共同した反ファシヨの闘いの試みもみられたのである。

注

- (1) 小川「社会的成熟の諸相と教育」『教育学全集11巻』小学館1968年
- (2) クララ・ツェトキン「青年の組織について」五十嵐顕訳『民主教育論』明治図書1964年所収。以下ツェトキンの引用はこの書による。ただし、一部改訳して引用してある。
- (3) Gerd Hobendorf 『Revolutionäre Schulpolitik und marxistische Pädagogik im Lebenswerk Clara Zetkins』 Volk und Wissen 1962, P71
- (4) エンゲルス『反デューリング論』栗田賢三訳 岩波書店, P146
- (5) 島田修一「社会教育における実践の検討」『講座現代教育青学の理論・第1巻』青木書店, 1982年
- (6) 例えば, 竹内真一『青年運動の歴史と理論』大月書店1976年, がある。
- (7) 拙稿「大正期青年労働者教育論の発生について」『日本社会教育学会紀要, No. 7』1971年。決議の全文は, 村田陽一訳編『コミンテルン資料集第3巻』大月書店1981年に収録されている。
- (8) 青年運動史研究会「日本共産青年同盟の創立」『青年運動』1982年11月号参照
- (9) 法政大学大原社会問題研究所『労働運動史資料第11集』解説参照
- (10) 塚田大願『共産青年同盟の歴史』日本青年出版社, 1968年
- (11) 例えば, 共産青年インタナショナル支部日本共産青年同盟「十一月二十日共産青年インタナショナル創立十週年記念を期して日本共産青年同盟に加入せよ」1929年11月10日
- (12) コミンテルン第3回大会決議「共産主義インタナショナルと共産主義的青年運動についての決議」は, 村田陽一訳編前掲書第1巻に収録されている。
- (13) 1922年に草案が提案されてから, 決定されるまで6年間かかった理由は, 次のようにいわれていた。

資本主義の相対的安定, 植民地革命の新しい状態, ソビエト連邦の成長と共に生じた問題, 戦争の危機, 社会民主主義の新しい展開, 合理化の結果おこなった青年労働者の状態変化等, 客観的条件の変化を分析する必要があったこと。

この6ケ年の間に共産青年同盟が大衆を獲得するために補助的組織の必要を理解したこと。資本主義社会の青年労働者の経済的, 心理的特徴の理解を深めたこと。青年同盟の必要性をより具体的に理解したこと。

『Protokoll der Programm Kommissions, 5Welt Kongress der KJI』1928年所収の「Wie das neue Programm Entstand」による。

- (14) 大森実, 「書評, 斎藤勇著『日本共産主義青年運動史』」。「日本史研究」1981年8月号。ここで, 大森氏は, 『急務』と『当面の任務』を同趣旨とする斎藤勇氏の理解に対し, 新青同準備会の評価にちがいがあつたことを指摘している。

資料

全日本無産青年同盟の綱領, 要求の変化

綱領（創立大会）

- 一、本同盟は労農青年大衆の政治的経済的及び社会的利益の獲得に努力しその生活の向上を期す。
- 一、本同盟は労農青年大衆の全国的組織の完成を期す
- 一、本同盟は労農青年大衆の階級的教育及び訓練の徹底を期す
同（第2回拡大中央執行委員会）
- 一、本同盟は全無産青年大衆の政治的経済的及び社会的利益の獲得に努力しその生活の向上を期す
- 一、本同盟は全無産青年大衆の政治的教育及び訓練の徹底を期す
- 一、本同盟は全無産青年大衆の全国的組織の完成を期す
同（第2回大会）
- 一、本同盟は全無産青年大衆の政治的、経済的及び社会的利益の獲得に努力しその生活の向上を期す
- 一、本同盟は軍国主義的抑圧に抗争し、ブルジョア的青年政策に反対し青年諸組織体の自由化を期す
- 一、本同盟は青年の政治的自由、市民的自由の抗争を期す
- 一、本同盟は労働青年並に貧農青年の固き結合を期す
- 一、本同盟は全無産青年大衆の政治的教育及び訓練の徹底を期す
- 一、本同盟は全無産青年大衆の全国的組織並びに国際的団結の完成を期す

創立大会で決定された要求

政治的要求

1. 満十八才以上の青年男女の選挙権及び被選挙権の獲得
 2. 満十八才以上の青年男女の言論出版集会及び結社に関する制限法令の改廃
 3. 封建的戸主制度の弊害打破
 4. 青年男女の人身売買制度の禁止
 5. 満十八才以上の青年男女の自由結婚権の獲得
 6. 軍隊内の兵卒の人格権の確立
 7. 民衆を軍国主義化する一切の政策に対する反対
 8. 侵略的国際戦争の反対
 9. 青年団在郷軍人会處女会の自主化
 10. 一年志願兵制の概撤並に一年兵役制の即時実施
 11. 在営中に於ける標準生活費の国庫支弁
 12. 戦死廃兵徴兵によりて起る家族の経済的窮乏に対する国家の保証
- 経済的要求
1. 満十四才未満の幼年労働の禁止
 2. 満十八才未満の青年男女労働者の六時間労働制（一週間三十六時間の実施）

3. 青年男女労働者の最低賃金法の制定
 4. 失業中の標準生活費の国庫支弁
 5. 農村青年男女の日曜休業の励行並に都市労働青年男女の日曜全休土曜の半体制の確立
 6. 青年男女の一年二週間の賃金全額支給休暇
 7. 満二十才以下の青年男女労働者の夜業残業及び有害危険作業の禁止
 8. 工場商店等に於ける青少年男女に対する虐待酷使の根絶及び無制限労働の禁止
 9. 徒弟年期制度其の他封建的雇傭制度の廃止
 10. 寄宿男女工の人権保護並に強制的貯金送金寄宿制度の廃止
 11. 分娩前後各八週間の休養及び其の期間の賃金全額支給
 12. 労働組合農民組合等の組織促進
 13. 耕作権の確立
 14. 農業災害より蒙る耕作者の窮乏に対する国家の保證
社会的要求
 1. 授業料の撤廃並に教具教材其の他教育必要品の無料供給
 2. 教育期間中に於ける国家の生活保證
 3. 補習教育機関の増設並に之に対する青年同盟の管理権の確立
 4. 農村及び都市に於ける公設図書館の増設並に其の無料解放
 5. 農村公会堂の公費による設立並に其の無料解放
 6. 凡ゆる公開集会に対する寺院学校等の無料解放
 7. 神社仏閣よりの強制的寄附金徴収の慣習打破
 8. 社会奉仕の名による強制作業に対する青年男女の使用反対
 9. 農村に於ける公設無料診療所の設立
 10. 農村青年の公設娯楽機関の設置並に之に対する青年同盟の管理権の確立
 11. 資本家負担による工場内に教育的施設（図書館、娯楽室、職業教育機関等）並に之に対する青年同盟の管理権の確立
 12. 青年女子の教育及び職業に関する一切の制限撤廃
 13. 工場内衛生設備の完備
 14. 青年男女の体育機関の公設並に此に対する青年同盟の管理権の獲得
 15. 形式的宗教儀式並に虚礼其の他の因習打破
- 政 策（第一回拡大中央委員会決定）
1. 満18才以上の青年男女の普通選挙権の獲得及政党加入の自由
 2. 青年男女の言論出版集会及び結社の自由
 3. 一年兵役制即時実施
 4. 兵卒の人格権の確立及び其の奉給増額の即時実施
 5. 徴兵による家族の窮乏に対する政府の保證

6. 軍事教育及び青年訓練反対
7. 青年団及び處女会の官僚的支配の撤廃
8. 満十四才未満の幼年労働の禁止
9. 満十八才以下の青年男女の六時間労働制の実施
10. 青年男女労働者の最低賃金法の制定
11. 青年男女の人身売買の禁止
12. 満十八才以上の青年男女の自由結婚権の獲得
13. 未丁年男女労働者の夜業及び有害作業の禁止
14. 徒弟年期奉公□□制度の改革及び工場商店等の虐待酷使の根絶
15. 悪寄宿舎制度の改革（寄宿男女工の人権保護）
16. 授業料の撤廃及び教育必要品の無料支給
17. 補習学校の増設並に之が生徒の管理権の確立
18. 公設図書館公会堂の設立並に其の無料解放
19. 社会奉仕の名に依る青年男女の強制使用反対
20. 青年女子の教育及び職業に関する一切の制限廃止
21. 体育機関の公設並に之に対する青年の管理権の確立

要求（第2回大会決定）

1. 満十八才以上の青年男女の選挙権被選挙権の獲得
2. 満十八才以上の青年男女の政党加入並に言論集合結社出版の自由の獲得
3. 満十八才以上の青年男女の陪審員選挙権被選挙権の獲得
4. 植民地青年男女に対する一切の差別撤廃
5. 封建的戸主制度の撤廃
6. 満十八才以上の青年男女の民法上の能力制限の撤廃
7. 青年男女の婚姻離婚の自由
8. 封建的雇傭制度の廃止
9. 兵卒の言論集会結社出版の自由獲得
10. 現役並びに召集中の兵卒の参政権の絶対自由行使
11. 全兵科に亘る一年現役制の即時実施
12. 兵営内に於ける兵卒の人格権並びに公民権の確立
13. 標準生活費を基準とする兵卒の給料値上
14. 服役、傷病、戦死による兵卒並びに其家族の窮乏に対する国庫保証
15. 男女青年団の自主化並びに補助金の無条件給付
16. 青年訓練所の自主化と生徒による管理権の確立
17. 補習学校職業学校の増設と之が生徒による管理権の確立
19. 学校行政への学生代表の参加並びに学生自主権の獲得
20. 義務教育費の国庫全額負担並びに小学校の増設完備、授業料の撤廃

18. 男女教育の機会均等
19. 学校行政への学生代表の参加並びに学生自主権の獲得
20. 義務教育費の国庫全額負担並びに小学校の増設完備，授業料の撤廃
21. 公会堂，図書館の増設と無料解放
22. 体育機関の公設之が生徒による管理権の確立
23. 満十五才未満の幼年労働の禁止
24. 満十八才以下の青年男女労働者及び徒弟商店員の夜業残業並びに有害危険作業の禁止
25. 満十八才以下の青年男女労働者及び徒弟商店員の一日六時間一週三十二時間労働制の実施
26. 一年一ヶ月の休暇並に休暇中の月給全額支給
27. 寄宿舎費用の資本家全額負担並びに労働者の自主権確立
28. 徒弟年期奉公制度の撤廃
29. 青年男女の最低賃金法の制定
30. 青年男女労働者保護法の獲得

労働農民党府県会選挙における政策より教育の項（1927年7月）

- 一、一切の教育機関から中央の専制的支配を排除することによって，その完全なる自治権を獲得すること，一切の教育機関の管理への学生生徒代表の参加
- 二、教育機関の徹底的門戸開放と一般民衆に対する教育の完全なる機会均等の要求
- 三、イ、師範学校，中学校，女学校，商業学校，工業学校の管理（教科目，授業時間，休日等の決定）への生徒代表の参加
ロ、強制寄宿舎制度の廃止，寄宿舎設備の改善，その公費負担及びその舎生による完全なる自治権の獲得
ハ、公営図書館，博物館の充実並にその管理への一般民衆の参加
ニ、青年団，在郷軍人会，青年訓練所，處女会，婦人会の自主化

共産主義青年インタナショナル規約（第5回大会1928年決定）

I、共産主義青年インタナショナルの原則と構成

第1条 国際的に実現されなければならない任務は，共産主義とその実現に必要なプロレタリアディタツラの樹立の目的の為，及びプロレタリアの革命的運動と資本主義との闘い，特に帝国主義戦争との闘いへの積極的参加を基礎にした労働青年の教育と組織化の為に，すべての国の労働青年を獲得することである。それゆえ共産主義青年インタナショナルの目的の為，そしてその中で都市・農村・植民地の労働青年の政治的・経済的・文化的要求の為，及び共産主義インタナショナルに彼らを組織し，共産党の予備軍に獲得する為に闘う共産主義青年同盟は，ひとつの統一した国際的共産主義青年組織に結集しなければならない。

第2条 この組織は“共産主義青年インタナショナル”と称する。

第3条 共産主義青年インタナショナルは、共産主義インタナショナルの支部であり、その綱領と規約を認め、その活動に参加し、その執行委員会に従属する。

第4条 共産主義青年インタナショナルは、その綱領と規約を全面的に認め、その世界大会と執行委員会の決定を遂行する諸国の支部で構成される。

共産主義青年インタナショナルのすべての支部は、某国の「共産青年同盟、(共産主義青年インタナショナル支部)と称する。各々の国では共産主義青年インタナショナルの支部はただひとつだけしか存在できない。新しい支部の承認は、執行委員会、最終的には世界大会が決定する。

第5条 個々の国の共産青年同盟の政治的活動はその国の範囲内で、該当する国の共産党(共産主義インタナショナル支部)に従属する。意見の相違がある場合、共産青年同盟は、共産主義インタナショナルと共産主義青年インタナショナルの決定に従い、一国の党の規律よりも国際的規律を優先する。

共産党と共産青年同盟のあらゆる指導部に、相互に決議権をもつ代表を送りあう。共産青年同盟は党のすべての大会と会議にその強さに応じて代表を派遣する。

第6条 共産青年同盟と共産主義青年インタナショナルの同盟員には、その国の同盟と共産主義青年インタナショナルの綱領・規約を承認し、同盟の細胞か基礎的下部組織のひとつに所属して、同盟活動に積極的に参加し、定期的に同盟費を納入し、同盟と共産主義青年インタナショナルのすべての決定を実行する23歳までの青年ができる。

第7条 共産青年同盟の基礎組織は、経営・街頭(die Strassen)・農村細胞(工場、鉱山、作業所、事務所、農場、住宅地、村落)である。これらの場所で働き住むすべての同盟員は、これらの細胞に所属せねばならない。

第8条 共産青年同盟の同盟員がいる労働者と農民のすべての党外大衆組織(労働組合、スポーツ諸団体、防衛諸組織(die Wehrorganisation)文化諸団体)のなかで、同盟員は共産青年同盟のフラクションに組織される。

第9条 共産主義青年インタナショナルとその支部は、民主集中制の原則によって建設される。民主集中制の基本的な原則は次のとおりである。

a) 同盟員総会、地区(行政圏)及び全国大会による細胞指導部から同盟指導部までのすべての指導部の選挙制。

指導諸機関は、一定の期間に同盟員或は同盟員から選ばれた代表に報告を行はねばならない。

b) 下級組織と同盟員による上級機関の決定の無条件承認、厳格な同盟規律、共産主義青年インタナショナル及び共産主義インタナショナル執行委員会、同盟及び党指導部の決定のすみやかかつ完全な実行。

c) 同盟及び党の諸問題は、対応した同盟及び党の機関、または共産主義青年インタナショナル及び共産主義インタナショナルの執行委員会によって決定されるまで

は、同盟員と諸機関によって討議される。これらの諸機関のひとつによってその時々
の問題について決議が採決されたら、同盟員、諸地区または諸国の組織の一部が、
その決定に同意しない場合でも、討議を終了し、決定は実行されねばならない。

非合法状態のもとでは、上級機関の下級機関の任命、ならびに上級機関による事
後承認のもとで補充選挙が許される。

第10条 共産主義青年インタナショナル及びその諸支部において厳格な同盟及び党の規
律を守ることは、すべての同盟と諸機関の最も崇高な義務である。規律違反は処罰さ
れる。機関に関しては次のことができる。問責、活動停止、会議の召集まで機能を果
たせる臨時指導部の任命、機関の解散とその所属同盟員の再登録 (die
Amregistrierung)。同盟員に対して次のことができる。問責、機関からの解任、期限
つきと無期限の除名。処罰された機関、同盟員は世界大会までに一級上の機関に上訴
できる権利をもつ。上訴に対する最終決定まで処罰は効力をもつ。

II, 共産主義青年インタナショナル世界大会

第11条 共産主義青年インタナショナルの最高機関は、通例共産主義インタナショナル
世界大会のあと開催される世界大会である。それは執行委員会によって召集される。

各支部は、代議員を派遣する義務を負う。代議員数は、執行委員会によって決定される。

第12条 世界大会に出席する諸同盟の代議員は可能なかぎり諸同盟の大会で選出され
る。世界大会にむけて同盟大会が開催されない場合、同盟会議か中央委員会総会で選
出をおこなう。代議員の選出は、諸同盟が世界大会の諸問題について徹底した準備を
するなかで、おこなわれねばならない。

第13条 各支部のもつ議決権数は、該当する同盟員数とその国の政治的重要性を基礎に
して世界大会の決定により決められる。共産主義青年インタナショナルの執行委員は、
世界大会に審議権をもって参加する。

第14条 世界大会のみが、共産主義インタナショナルの綱領と規約を変更する権限をも
つ。世界大会は共産主義青年インタナショナル及びその執行委員会、諸支部の活動を
検討し、共産主義青年インタナショナルと諸支部の綱領的、戦術的、組織的問題を決
定する。その決定は、個々の支部と同盟員を抱束する。

第15条 臨時世界大会は、執行委員会によって召集されるか、前回の世界大会で過半数
以上の議決権をもっていた諸支部が要求する時召集される。いずれの場合も共産主義
インタナショナル執行委員会の同意が必要である。

III 共産主義青年インタナショナル執行委員会

第16条 共産主義青年インタナショナル執行委員会は、世界大会と世界大会の間の指導
機関である。執行委員会は、世界大会で記名投票で選ばれる。その時々執行委員と
候補の数は、世界大会で決定する。

第17条 執行委員会総会は、定期的で開催され、共産主義青年インタナショナルの全支
部の活動と国際的決定の実行を指導し統制する。執行委員会総会の諸決定は全支部を

抱束する。諸同盟は、これらの決定に反対の場合、世界大会に上訴する権利をもつ。しかし、世界大会によってその決定が取り消されるまで、その決定の実行が免除されるのではなく、すみやかに実行するためあらゆる努力をはらうことが義務づけられる。

第18条 執行委員会総会に参加の為、執行委員会もしくは執行委員会幹部会によって諸支部から特別な代表が招かれる。

第19条 執行委員会は、個々の同盟指導部と同盟大会の決定を廃止あるいは変更する権利をもつ。

第20条 執行委員会は、綱領・規約あるいは世界大会と執行委員会の決定に違反した同盟、同盟グループ、同盟員を除名する権利をもつ。除名されたものは、次の世界大会に上告する権利がある。

第21条 執行委員会は、執行委員会の全般的な政治的組織的活動を指導し集中し決定された活動の実行を規制・統制する幹部会を執行委員から選出する。幹部会は、執行委員会のもとで全体の仕事を分担し、個々の国の担当者を決定し、個々の領域の活動の為、あるいは個々の支部に執行委員会の代表を派遣する為、共働する部局を組織する。幹部会の構成員と候補者の数は、執行委員会総会で決定する。

第22条 執行委員会は、幹部会の活動の準備と実施、他の国際諸組織との関係の保持、外国にいる執行委員と彼への代表権の委任、及び執行機構の管理の為、執行委員から書記局を選出する。必要ならば、幹部会は、執行委員会にはかつて書記局の構成の変更や補充をおこなう権利をもつ。

第23条 執行委員会は、定期的に共産主義青年インタナショナルの機関誌—“青年インタナショナル”—を少なくともすべての主要な言語で発行する。

第24条 諸支部あるいは支部グループとの結びつきを強め、彼等をよりよく建設し統制する為並びに共産主義青年インタナショナルの出版活動の指導の為、執行委員会は関係する諸領域に、執行委員会の統制のもとに小書記局をおくことができる。執行委員会は、共産主義青年インタナショナルの必要に応じられるように必要な機関をつくる権利をもつ。

第25条 共産主義青年インタナショナル執行委員会の所在地は、共産主義インタナショナルの所在地に定める。

IV 共産主義インタナショナルの諸支部

第26条 共産主義青年インタナショナルの諸支部の中央委員会は、執行委員会に全活動の直面している問題を報告し、諸会議のすべての議事録及びその他の同盟の資料を送ること、共産主義青年インタナショナルに通信を継続し最低2ヶ月毎に定期的に通信をおこなうことを義務づけられる。

第27条 同盟大会は、執行委員会の同意があつてのみ同盟指導部によって召集されることができる。同盟指導部は、中央委員会総会と同盟会議の開催にあたって執行委員会に通知する義務がある。そのほかに同盟指導部は、これらの会議を準備し、執行委員

織上、情報上の連絡をはからねばならない。それは、会議か総会への相互の代表派遣、共産主義青年インタナショナルの指導のもとでおこなわれるいくつかの国のグループ会議の機会、あいさつによる支援、指導的活動家の支援、青年デー、個々の工場細胞の定期的連絡によっておこなわれる。しかし、これらのすべてに関する処置は、執行委員会の了解及び指導と統制のもとでおこなわれなくてはならない。

第29条 全体的活動を有効にし、また実践的政治的必要の為ひとつの共同の処置を要求する共産主義青年インタナショナルの複数の支部は（例えば、バルカンの諸同盟）、共産主義青年インタナショナル執行委員会の同意のうえで、その指導と統制の下で活動するひとつの連合組織をつくることができる。

第30条 共産青年同盟は必要ならば、その活動を非合法に移行せねばならない。同盟は常にその為準備してなければならない。執行委員会は、所属支部をそれにむけて定期的に点検し、その準備活動の為あらゆる援助をしなければならない。

第31条 共産青年同盟の同盟員は、中央委員会の同意があつてはじめて他の国に行くことができる。所属する同盟や中央委員会の許可と委託なしに出発した同盟員は、共産主義青年インタナショナルの他の支部によって受認されてはならない。所属の同盟を変更する同盟員は、登録の為、彼が移る国の共産青年同盟に申告しなければならない。

V 国際共産主義少年運動

第32条 少年労働者の共産主義教育の為、日常の少年の利益と要求及び労働者階級全体の闘いのなかに彼等を組織する為、すべての国の共産青年同盟は、その国の共産青年同盟の指導の下で活動する共産主義少年組織をつくる。

第33条 執行委員会は、執行委員会に設置された国際少年ビューローをつうじて国際少年組織の活動を指導する。

VI 共産主義青年インタナショナルの財政

第34条 共産主義青年インタナショナルの資金は、同盟費、出版事業と特別な拠出金と寄付からの収入によって運営される。それらは、共産主義青年インタナショナルの組織機構の維持、宣伝と教育活動並びに弱体支部の援助の為つかわれる。

第35条 共産青年同盟員はひとりあたり5アメリカセントを国際青年同盟費としておさめる。諸支部は、執行委員会とともに、同盟員から同盟費の徴収を組織し、それを毎年執行委員会に納めねばならない。

第36条 共産主義青年インタナショナルの同盟費の管理は、執行委員会書記局の責任である。執行委員会並びに諸小書記局、出版及び個々の支部の財政運営の統制は、世界大会で選ばれた国際監査委員会によっておこなわれる。

VII 国際青年デー

第37条 1915年のベルン青年会議と共産主義青年インタナショナルの第1回大会の決定

にもとづき、毎年9月の第1日曜日に国際青年デーをおこなう。その政治路線とその時々的情勢に適した国際的スローガンは、執行委員会が決定する。

共産主義青年インターナショナルの全支部は、国際青年デーを共産主義青年の全力をあげた示威となし、同時に同盟員と労働青年の国際的教育の為にそれを活用する義務がある。

(『Die Beschlüssen der V Weltkongress der KJI』所収の「STATUT」から翻訳した。内務省『共青関係文書綴』にあるガリ版刷りの翻訳を参考にした。第二回大会で決定された規約の翻訳は、村田訳編前掲書第1巻に収録されている。その規約は、全11条であった。第5回大会決定の規約は、その3倍の分量になり、KJIと各支部との関係が細かく規定され、少年組織、国際青年デーが付加された。)